



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中南財經政法大學(Zhongnan University of Economics and Law)網絡時代的著作權保護 國際研討會 (International Conference On the Protection of Copyright in the Internet Era)レポート
Author(s)	石上, 千哉子
Citation	知的財産法政策学研究, 4, 206-207
Issue Date	2004-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43419
Type	other
File Information	4_206-207.pdf



中南財經政法大学(Zhongnan University of Economics and Law)
“网络时代的著作权保护” 国际研讨会(International
Conference On the Protection of Copyright in the Internet Era)レポート

石上 千哉子

(北海道大学大学院法学研究科 COE 研究員)

2004年5月24・25日、中国湖北省の武漢において、中南財經政法大学及び知識産権研究センターによるシンポジウム「“网络时代的著作权保护” 国际研讨会 (International Conference on the Protection of Copyright in the Internet Era)」が開催された。本シンポジウムは、インターネット時代における著作権問題について、中国内外からの専門家を集めて意見を交換するというものである。本法学研究科からは、田村教授、吉田助教授の2名の教官に加え、COE 研究員、COE 研究支援員3名の合計5名が参加した。日本以外では、アメリカ、ドイツからの参加者があった。

24日は、午前には田村教授により「効率・多様性・自由—インターネット時代の著作権制度のあり方」というテーマで報告が行われたほか、中国からは、最高人民法院民事審判第3庭の蔣志培裁判長による「The Judicial Protection of Intellectual Property Rights in the Environment of Internet by the People's Court---How to Understand and Apply the Judicial Interpretation on the Cases of the Internet Copyright Disputes by Supreme People's Court on the PRC」というテーマの報告等が行われた。午後には、アメリカの Motion Picture Association の Mark Day 氏による「Internet Legislation」、ドイツの Kai Mergenthaler 弁護士による「The Respective Law on Trademarks」、中国から北京大学の張平教授による「The Limitation of Copyright in Internet Environment」というテーマで報告等が行われた。

25日は、午前には中南財經政法大学の呉漢東校長による「Internet Dissemination Right and Fair Use in the Internet Era」、中国国家知識産権局の魏衍亮氏による「P2P-related Litigations in the USA and What We Can Learn from the USA」というテーマで報告が行われた。

本シンポジウムにおいては、大学の研究者だけではなく、多くの実務家

も出席して報告がなされたため、報告後の質疑応答時には出席していた中国の若手研究者から質問が相次ぎ、活発な意見交換がなされた。田村教授はコーヒープレイクの間も質問攻めにあっていた。

中南財經政法大学をはじめ、現在の中国には海外で学んだ経験を有する若手の研究者が多くいることがわかり、同国における知的財産法学の今後の発展が期待される。

最後に、我々一行をととても親切にもてなしてくれた彭濤副教授ら中南財經政法大学の関係者に感謝の意を申し上げたい。

Gaudrat 教授・Grégoire 研究員招聘記

2004年5月27日から6月5日にかけて、フランス・ポワティエ大学の Philippe Gaudrat 教授、ポワティエ大学法的国際協力研究センター研究員の Stéphane Grégoire 氏をお招きしての、本拠点主催または共催のシンポジウム・研究会・講演会が行われた。

5月27日は、本拠点事業推進担当者を中心した北大関係者が出席する中、本拠点主催の国際シンポジウムが、瀬川信久・本法学研究科教授、横溝大・助教授の翻訳のもとで開催された。まず、Gaudrat 教授から、著作権の概念を創作者、経済的利用者、消費者、愛好家の四者の関係からとらえるというフランス法の視角についての説明があり、著作物が経済的利用者と消費者との関係による外的形式と創作者と愛好家との関係による内的形式からなるというフランス独特の理念が明らかになった。

次に Grégoire 氏による報告「デジタル時代における著作物利用権の諸側面—フランスの場合」が行われ、著作物の経済的利用権と呼ばれる上演・演奏権及び複製権のデジタル環境下、特にインターネット上における現代的課題が報告された。

昼食の休憩をはさみ引き続き Grégoire 氏による報告が行われた後、「著作人権とマルチメディア」と題する Gaudrat 教授の報告がなされ、主にデジタル著作物およびインターネット上のコンテンツについての著作人権について報告された。

その後、長塚真琴・獨協大学助教授および田村善之・本法学研究科教授から Grégoire 報告、Gaudrat 報告に対するコメントがなされた他、質疑応答では、吉田克己・本法学研究科長、吉田邦彦・同教授をはじめとした参加者から多くの質問が出され、活発な議論が行われた。

5月29日の著作権法学会では、Gaudrat 教授から著作人権の一般理論に関する報告が行われ、ここでは、封建システムにおける特権あるいは王権をも優越するものとして形成され、フランス革命による経済自由主義を経て今日に至る、フランスにおける著作人の権利の変遷が紹介された。その根底に流れるのは、創作はすなわち創作者の人格の発現であること、創

作者はその作品の愛好家と内的形式を共有することに一義的な意義を見出していることであり、これこそが文化的利益である、という考え方である。そして、文化的利益は経済的利益に優越すべきものであり、それゆえ経済的利益のみを重視する立場（「アメリカ流のコピーライト」）に対する痛烈な批判がなされた。

5月31日には、姫路獨協大学法科大学院 FD 研究会において、Grégoire 氏による「デジタル時代におけるフランス著作権の解説」との報告にもとづいて、討論がなされた。本研究会の開催にあたっては、板倉集一・同法科大学院教授に労をとっていただいた。記して感謝の意を表したい。

6月4日には、京都大学大学院法学研究科21世紀 COE プログラム「21世紀型法秩序形成プログラム」理論的研究グループA班（第1回）国際ワークショップにおいて、著作権法学会における Gaudrat 教授の報告を踏まえての討論が行われた。本ワークショップは、山本敬三・同大学院法学研究科教授、横山美夏・同教授にコーディネートしていただいた。記して感謝の意を表したい。

6月5日には、長塚真琴・獨協大学助教授、横溝大・本法学研究科助教授の翻訳のもと日仏図書館情報学会講演会が開催され、Grégoire 氏より「フランス著作権法と図書館における公貸権」の題目で報告がなされた。ヨーロッパにおいては、EU のディレクティブにより著作者等に公貸権が認められている。フランスにおいては、図書館での著作物の公貸に対する報酬請求権が認められており、利用者数および図書の購入価格をもとに報酬が算定される制度となっている。近時、日本でも図書の貸与に対する報酬請求権導入の是非について議論が盛り上がりを見せていることもあり、報告後、フランスの公貸権制度の詳細に関する質問が相次いで行われた。

この一連のシンポジウム・研究会・講演会を通じては、全体を通しての連絡役などで長塚真琴・獨協大学助教授に大変にお世話になった。特に記して感謝の意を表したい。

また、本拠点と研究会・講演会を共催していただいた著作権法学会、日
仏図書館情報学会にも、お礼申し上げます。

なお、本拠点主催の国際シンポジウムでの Gaudrat 教授、Grégoire 氏の
報告にもとづく論文が、後日本誌に掲載される予定であるので、そちらも
参照されたい。